

定 款

A01

株式会社 ドウシシャ

目 次

第1章 総則(第1条－第5条)

第2章 株式(第6条－第12条)

第3章 株主総会(第13条－18条)

第4章 取締役および取締役会(第19条－第28条)

第5章 監査役および監査役会(第29条－第37条)

第6章 計算(第38条－第40条)

附則

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、株式会社ドウシシャと称し、英文では DOSHISHA CORPORATION または DOSHISHA CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第2条 当会社は、下記の事業を営むことを目的とする。

1. 家庭用雑貨、身辺細貨、時計、電気製品、喫煙用具、繊維二次製品の製造、加工販売および輸出入業
2. 食料品、酒類、缶詰瓶詰食品、菓子パン類、飲料品の販売および輸出入業
3. 寝具、家具、建具、什器、室内装飾繊維品、ガラス器、陶磁器、骨董品の販売および輸出入業
4. 靴、履物、鞄、貴金属品、眼鏡の販売および輸出入業
5. 医薬品、医療用品、化粧品、工業薬品、石油製品の販売および輸出入業
6. 金物、塗料の販売および輸出入業
7. スポーツ用品、娯楽用品、玩具、楽器の販売および輸出入業
8. 書籍、文房具、事務用品、紙の販売および輸出入業
9. 自転車、自動車、自動車付属品の販売および輸出入業
10. 事務用機械器具、精密機械器具、輸送用機械器具、通信用機械器具の販売および輸出入業
11. 遊戯場の経営および運営
12. 遊戯場会員の募集企画、募集および会員組織の運営
13. 遊戯機器の開発、販売、輸出入およびリースに関する事業
14. 劇場、スタジオ、展示会場、飲食店、喫茶店、文化教室およびプレイガイドの経営
15. 不動産の売買、賃貸借、仲介、管理および代理業務
16. 経営コンサルタント業務
17. 有価証券の保有および投資
18. 金融業務
19. 古物の売買
20. 発電事業およびその管理・運営ならびに電気の売買に関する事業
21. 電気工事業
22. 介護保険法に基づく居宅サービス事業、介護予防サービス事業および住宅改修事業
23. 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
24. 貨物自動車運送事業、貨物軽車両等運送事業、港湾運送事業
25. 自動車運送取扱事業
26. 倉庫業
27. 産業廃棄物の収集、運搬、処理に関する事業
28. 総合リース業
29. 生命保険の募集に関する業務
30. 損害保険および自動車損害保険補償法に基づく保険代理業
31. 一般労働者派遣事業および特定労働者派遣事業
32. 職業紹介事業

33. 電子商取引事業

34. 以上各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を大阪市に置く。

(機関)

第4条 当会社は、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く。

(公告の方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし事故その他のやむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載する。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式の総数は、78,600,000 株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第 165 条第2項の規定により、取締役会の決議をもって市場取引等により、自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第 189 条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第 166 条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第 10 条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第 11 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。

3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第 12 条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招集時期)

第 13 条 定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要あるときこれを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 14 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月 31 日とする。

(招集権者および議長)

第 15 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づいて取締役会においてあらかじめ定めた代表取締役がこれを招集し、議長となる。

2 前項の代表取締役に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第 16 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権行使することができる株主の議決権の過半数をもって行なう。

2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう。

(議決権の代理行使)

第 18 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権行使することができる。

2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員 数)

第 19 条 当会社の取締役は、30 名以内とする。

(選任方法)

第 20 条 取締役は、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集者および議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた代表取締役がこれを招集し、議長となる。

2 前項の代表取締役に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議方法)

第 25 条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会規則)

第 26 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 28 条 当会社は、取締役(取締役であった者を含む。)の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める範囲内で免除することができる。

2 当会社は、取締役との間で、当該取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める額を限度として責任を限定する契約を締結することができる。

第5章 監査役および監査役会

(員 数)

第 29 条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(選任方法)

第 30 条 監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。

(補欠監査役の予選の効力)

第 31 条 補欠監査役の予選の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任 期)

第 32 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第 33 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 34 条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。

(監査役会規則)

第 35 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(報酬等)

第 36 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第37条 当会社は、監査役(監査役であった者を含む。)の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める範囲内で免除することができる。

2 当会社は、監査役との間で、当該監査役の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める額を限度として責任を限定する契約を締結することができる。

第6章 計 算

(事業年度)

第38条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当)

第39条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、期末配当を行なうことができる。

2 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月末の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行なうことができる。

(配当金等の除斥期間)

第40条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れる。

(附則)

(株主総会資料の電子提供措置等に関する経過措置)

第1条 定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および定款第16条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。

3 本附則は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

変更	1977年	7月	10日
	1981年	5月	16日
	1987年	3月	21日
	1988年	7月	30日
	1989年	11月	11日
	1990年	6月	28日
	1990年	10月	1日
	1991年	6月	28日
	1992年	7月	1日
	1994年	1月	24日
	1994年	6月	29日
	1995年	8月	1日
	1996年	6月	27日
	1998年	6月	26日
	2000年	6月	29日

2000 年	8月	1日
2002 年	6月	27日
2003 年	6月	27日
2004 年	6月	29日
2005 年	6月	29日
2005 年	8月	31日
2006 年	6月	29日
2007 年	6月	28日
2008 年	6月	26日
2009 年	6月	26日
2013 年	4月	1日
2013 年	6月	27日
2014 年	6月	27日
2015 年	6月	26日
2016 年	6月	29日
2022 年	6月	29日